

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。  
昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◇告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

結核予防法による医療機関の指定

土地改良事業計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可

建築基準法による道路の位置の指定（二件）

◇公 告 鳥取県職員採用初級試験の実施

◇正 誤 昭和四十九年八月鳥取県告示第六百九十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百六号

1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十三日  
鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

字区域を変更する 名称	同上の区域（昭和四十九年五月十日現在の地番による。）
大字酒津字村西ノ切	大字酒津字村西ノ切の全域並びに字村西ノ切七〇五の三一から七〇五の三七まで、七〇五の三九、七〇五の五四から七〇五の五一まで、七〇五の五三、七〇五の五四及びこれらと一体をなす国有地地先六、一七七平方メー

新たに生じた土地の 面積による。）	新たに生じた土地の 面積
三七まで、七〇五の三九、七〇五の四九から七〇五の五 一まで、七〇五の五三、七〇五の五四及びこれらと一体 をなす国有地並びに字村東ノ切三七一の四一及びこれと 一体をなす国有地地先	一三、二四〇 平方メートル

大字酒津字村東ノ切

一及びこれと一体をなす国有地地先七、〇六三平方メートル

トル

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良(深田川地区農業用用排水)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和四十九年八月二十四日から二十日間とする。

三、縦覧に供する場所  
境港市役所

四、異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和四十九年八月三日	大賀美整形外科医院	米子市米原大沢九一六九

## 鳥取県告示第七百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百五十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十九年二月二十日付けで境港市上道町九二四番地小西悠ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(深田川地区農業用排水)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三  
境港市役所三  
縦覧に供する場所二  
縦覧に供する期間  
昭和四十九年八月二十四日から二十日間一  
縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

昭和四十九年七月八日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(居住地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第一百五十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月二十三日

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百十一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（郡家地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第七百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年八月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

倉吉市上余戸 二八五	倉吉市上余戸字古屋敷四五一番ノ 一、四五一番ノ四・四五一番ノ三・ 四五三番ノ三の一部	幅員 四・〇メートル 延長 一一五・八 メートル
---------------	--	--------------------------------

## 鳥取県告示第七百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十九年八月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和四十九年八月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

倉吉市伊木 一三六番地	倉吉市八屋字石田一九七ノ一、 一九七ノ一四	幅員 六・三〇メートル 長さ 五〇・四八 メートル
----------------	--------------------------	---------------------------------

公 告

昭和49年度鳥取県職員採用初級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和49年8月23日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
一般事務(A)	2名	知事又は教育委員会の事務部局に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	若干名	知事、教育委員会又は警察本部の事務部局に勤務し、男子をあてることふさわしい一般事務又は業務に従事します。
学校事務(東・中部)	約6名	鳥取市、倉吉市、岩美郡、八頭郡、気高郡及び東伯郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
学校事務(西部)	約9名	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡に所在する市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事します。
林業	1名	知事の事務部局に勤務し、林業関係の技術的業務に従事します。
土木	1名	知事の事務部局に勤務し、農業土木関係(土地改良・農業水利等)の技術的業務に従事します。

## (2) 年齢及び性別

試験区分	年齢	及	び	性別
一般事務(A)	昭和26年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた者	で、男女の別を問いません。		
一般事務(B)	昭和26年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた者	で、男子に限ります。		

## (3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁C以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

## (1) 方法

試験区分	試験科目	試験内容	時間
		公務員として必要な一般的知識及び	

## 2 受験資格

## (1) 学歴

学歴は聞いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

一般事務(A)	知能(国語・社会・数学・理科・英語等の知識及び文章理解・判断推理 ・数的処理・資料解釈等の能力)について、採一式により行います。	2時間30分
一般事務(B)	作文試験 主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行います。	1時間
学校事務(東・中部)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分
学校事務(西部)	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

## (2) 出題分野

林業及び土木の専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分	野
林業	森林経理、森林法規、育林、伐木運材、砂防、測量、木材加工、林産製造	

土木	数学、応用力学、水理学、測量、土木材料、土質、土木施工、水工、通路
----	-----------------------------------

## (3) 試験日時及び試験場

試験日	時	試験地	試験場
昭和49年10月13日(日)		鳥取市	鳥取市東町2丁目112
受付時間	8時10分から8時35分まで	鳥取県立鳥取西高等学校	
試験開始	8時45分から	米子市	米子市錦町1丁目103

## (4) 第1次試験合格者の決定及び発表

## ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査の成績を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、作文試験、専門試験及び適性検査のうちいずれかが一定の合格基準に達しない者は、不合格となります。

林業	試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、採一式により行います。	2時間
木工	試験区分に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、採一式により行います。	2時間
土木	公務員としての職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。	25分

イ 発表  
昭和49年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者

鳥取県公認試験日程(第三種郵便物便用)

に通知します。

## 4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行います。

## (1) 方法

試験科目	試験内容
口述試験	個別面接による試験を行います。
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行います。

## (2) 試験日時及び試験場

昭和49年11月中旬に鳥取市において行いますが、詳細については、第1次試験の合格者に通知します。

## 5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

## 6 最終合格者の発表

昭和49年11月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 7 合格から採用まで

- (1) 合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間とします。
- (3) 給与は、原則として給料月額49,200円が支給され、その後は定期に

昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当（配偶者3,500円、子のうち2人まで1,000円（配偶者を全く職員の18歳未満の子のうち1人2,500円）、その他の者400円）、期末、勤勉手当（1年間に給料月額等の約4.8月分）、通勤手当（最高限度7,000円）、住居手当（最高限度5,000円）、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

なお、給与は、このところ毎年改訂されてきたのが例であり、例えば昭和48年度の初級試験合格者の実際の採用当初（昭和49年4月1日）の支給額を当時の試験案内に記載されていた額と比較すると、試験案内では37,500円でありましたが実際には49,200円となりました。従つて、上記の給料月額も同様に増額されることも予想されます。

## 8 受験手続及び受付期間

## (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局で交付します。郵便で申込書を請求する際は封筒の表に「初級請求」と朱書し、あて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

## (2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはつてください。

- (3) 受付期間

昭和49年9月2日(月)から昭和49年9月30日(月)まで受け付けます。郵便による場合は9月30日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

## (4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますので、受験手続にはじめうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

## 9 その他

この試験の手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

出

題

昭和四十九年八月鳥取県知事第六百九十一号(都市計画事業の事業計画の認可及びこと)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正を以て。

真  
段  
行  
謹  
正  
上  
終わづかふ  
伊庭梅田  
伊庭梅田